「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則試案」に対する意見の募集の結果について

警察庁は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年4月13日法律第31号。以下「法」という。)の改正による第8条の2に基づく国家公安委員会規則の制定に当たり、平成16年10月8日(金)から同月27日(水)までの間、「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則試案」に対する意見の募集を行いました。

1 意見の総数

- 69件(35通)うち本件に関するもの48件。
- 1 通につき複数の意見が記載されている場合は、それぞれを 1 件と計上しました。

2 規則試案全般に関する意見

۷_	况則武余王放に関りる思兄	
I	いただいたご意見	警察庁の考え方
	警察による援助制度を是非実施しても	今回の法改正による第8条の2において、配偶者
	らいたい(安心感がある)。	からの暴力を受けている者から、被害を自ら防止す
Ī	配偶者からの暴力の予防のための援助	るための援助を受けたい旨の申出があり、その申出
	であればあり得る。	を相当と認めるときは、被害の発生を防止するため
	「援助」というものは本来の警察の職務	に必要な援助を行うこととされたことから、この国
L	ではないと考える。	家公安委員会規則を制定するものです。

3 規則試案の内容に関する意見

(1)試案で提示した援助項目に関すること

〔1)試案で提示した援助項目に関すること		
いただいたご意見	警察庁の考え方	
被害防止交渉(話合い)の場としての警察施設の提供により、暴力の再発のない復縁が可能になるケースが増えると期待している。 被害者は、加害者との話合いにより問題を解決することは望んでいないが、警察に勧められれば断れなくなるおそれがある。問題の解決の原則は、被害者と加害者を分離することであり、被害防止交渉では被害を防止することはできない。	警察としては、配偶者からの暴力事案については、被害者の意思を踏まえ、加害者の検挙、指導・警告その他の適切な措置を講じることとしております。 「被害防止交渉」に係る援助については、特に同居中など交渉によって改善が期待できるような場合がみられることから、そのような場合に話合いを希望する被害者が安全な環境で交渉に臨むことができるようにするためのものであり、被害者からの援助の申出があり、その申出が相当と認められるときに実施することとするものです。	
加害者と被害者が直接交渉することによって、逆恨み、交渉後の待伏せ等さらに 危険な事態に発展するおそれがあること から削除すべきである。	したがって、この規則によらずに警察が積極的に 交渉を勧奨するものではありません。	
規則試案(4)の「その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために適当と認められる援助」から「自ら」を削除する。	法第8条の2に規定する「援助」は、被害者が自ら被害を防止するための行為を支援する措置であり、規則試案(4)の記述は、このことを明確にしたものです。	

(2)援助申出書に関すること

7 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
いただいたご意見	警察庁の考え方
書面による申出が必要なのか。また、電	援助の申出に当たっては、被害者の要望する援助
話(口頭)では無理なのか。	内容を把握し、かつ、その意思を客観的に確認する
	ため、申出書の提出を求めることとしております
	が、申出書の提出がない場合に援助を行わないとい
	うことではありません。
申出書における援助の記載内容を選択	援助申出書には、規則に規定する援助措置の内容
式にすることは効果的である。	をあらかじめ記載し、それを選択する方法をとるこ
選択肢は、受けたい援助の内容を具体的	ととしています。
に記載してもらいたい。	

(3) 追加すべき援助項目に関すること

いただいたご意見	警察庁の考え方
子どもの保護を明文化するなど、子ども	この規則は、被害者が自ら被害を防止するための
については援助できないのか。	援助を規定するものですので、子どもに対する防犯
「については液動できないのか。	対策や児童虐待防止のための措置等は、他の法令の
	規定に基づき実施することとなります。
一時保護所のパトロールは規定できな	緊急時に110番通報することなどの防犯指導
いか。	や保護命令制度の教示など、警察として当然行うべ
	きものについては、この規則に規定するまでもな
転居時の同行は規定できないか。	く、実施するものです。また、転居時に加害者が待
	く、実施するものです。よた、最高時に加呂首が特 ち受けているおそれがある場合の警戒や被害者及
保護命令前の安全対策は規定できない	ろ支げているのでれがめる場合の言葉や板舌音及 び子どもの居所の警戒などは、刑罰法令に触れる行
か。	ありともの店所の富成なとは、川副なくに騒れる 為の未然防止や捜査を行う場合に、その一環として
	実施することになります。
	実施することになりよす。 被害者の親族、支援者等に対しては、いわゆるス
	被害有の親族、文接有寺に対しては、いわゆる人 トーカー規制法の活用等による保護を推進してい
いか。	トーカー規制法の活用等による休護を推進してい るところです。
「悪質な加害者への事情聞き取りと注	<u>るとこうです。</u> 警察においては、刑罰法令に触れる行為について
	は、被害者の意思を踏まえ、検挙等の措置をとるほ
意」を規定できないか。	は、版目目の思心と聞るれ、様子寺の旧量とことは
	じて、加害者に対して指導警告等を行っておりま
	す。
必要であれば逮捕・勾留・起訴のための	被害者が被害を自ら防止するために申出をする
 方策を講じることを規定できないか。	か否かにかかわらず、事案に応じて、刑事訴訟法の
73311 - 1133 - 3 - 2 - 2733 - 2 - 3 - 3 - 3	規定に基づき逮捕等の措置をとることは当然のこ
	とであり、この規則に規定すべき事項ではありませ
	h_{\circ}
夜中に駆け込んできた被害者を警察署	被害者が被害を自ら防止するために申出をする
で緊急一時保護することを規定できない	か否かに係わらず、応急の救護を必要とすると認め
か。	られる場合には、適当な場所において一時保護を行
	うことは当然であり、この規則に規定すべき事項で
	はありません。

(4)支援申出者の範囲に関すること

いただいたご意見	警察庁の考え方
被害者自らだけではなく、第三者の通報 でも実施できないか。	この規則に規定する援助は、法第8条の2の規定により、被害者から援助の申出があり、かつ、当該申出が配偶者からの暴力を防止するために相当と認めるときに限り行うこととされているものです。